

徳島県知事 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

### 入札参加資格確認申請書

県税システム運用保守業務に係る一般競争入札に参加したいので、下記書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、この入札に係る委託業務の一部を提携先に再委託する場合にあつては、提携先についても地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 業務名  
県税システム運用保守業務
- 2 提携先（提携先がない場合は記載不要）  
商号又は名称  
代表者職氏名  
住 所  
入札参加資格者として名簿に登載されている国又は地方公共団体及び業種  
（複数ある場合は1か所を記載）
- 3 添付書類
  - (1) 実績申請書（様式第2号）
  - (2) 応札仕様書
  - (3) (1)の実績を確認できる書類
  - (4) (2)の情報セキュリティの第三者認証等を確認できる以下の書類
    - ①LGWAN-ASPサイトであることを確認できる書類（LGWAN-ASPポータルサイトの当該画面のハードコピー等）
    - ② プライバシーマーク（又はそれと同等以上の第三者認証）の付与認定証の写し
    - ③ISO/IEC 27001（ISMS認証）登録証の写し（認証範囲に本業務を遂行する組織が含ま

れていること)

- ④ISO/IEC 27017 (クラウドセキュリティ認証) の対象であることを確認できる書類 (認証対象であることが分かる画面のハードコピー等)
- ⑤ISMAP クラウドサービスリストへの登録を確認できる書類 (例: ISMAP ポータルサイトの当該サービス登録画面のハードコピー等、登録番号が分かるもの)
- ⑥SOC2 Type2 報告書の対象であることを確認できる書類 (例: SOC3 報告書または当該クラウド事業者の公式サイト等でSOC2 Type2の対象サービスであることが明記されている箇所のハードコピー)

※提出書類はすべて、申請日時点で有効なものに限る。

※提携先についても①～⑥の資料を添付すること。ただし、提携先がシステム提供しない場合は②～③のみでよい。

(様式第2号)

実績申請書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者名 )

(電話番号 )

県税システム運用保守業務について、入札説明書に定められた契約実績を有することを申請します。

契約実績の記載方法

- (1) 入札公告日から過去5年間に履行した1件以上の契約実績を別紙に記載すること。
- (2) この入札に係る業務の一部を提携先に再委託する場合は、提携先に再委託する業務について、提携先が履行した契約実績を記載すること。
- (3) (1)及び(2)について、業務の契約実績が確認できる書類を添付すること。
- (4) 業務内容は「令和2年度徳島県県税システム運用保守業務」等具体的に記載し、提携先の契約実績である場合はその旨を記載すること。
- (5) 団体名は運用保守を行った名称を記載すること

(別紙)

業務内容	
団体名	
契約期間	

業務内容	
団体名	
契約期間	

業務内容	
団体名	
契約期間	

業務内容	
団体名	
契約期間	

業務内容	
団体名	
契約期間	

(様式第3号)

# 入札書

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札金額

入札業務 県税システム運用保守業務 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住所

氏名

徳島県知事 殿

入札書は下記の入札書記載例を参考に作成し、入札時に提出してください。  
 なお、代理人が入札をする場合は委任状を提出してください。  
 入札金額は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

次の場合は無効  
 ・鉛筆書き  
 ・2度書き  
 ・極端にかすれているもの  
 ・数字が特定し難いもの  
 (「0」と「6」、「1」と「7」等)  
 ・アラビア数字でないもの  
 など

記載例 代表者本人が入札するとき

入札書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	3	4	5	2	0	0	0

入札物件 県税システム運用保守業務 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和 ○年 ○月○○日

住所 徳島市万代町1丁目1番地  
 万代産業株式会社  
 氏名 代表取締役 日本太郎

徳島県知事 殿

¥マークを付すこと  
 (無い場合は無効)

記載例 代理人が入札するとき

入札書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	3	4	5	2	0	0	0

入札物件 県税システム運用保守業務 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和 ○年 ○月○○日

住所 徳島市万代町1丁目1番地  
 万代産業株式会社  
 氏名 代表取締役 日本太郎

徳島県知事 殿

代理人  
 住所 徳島市佐古1番町1丁目1番地  
 氏名 加藤 一郎

住所、会社名、代表者役職  
 ・氏名を記入  
 役職名の記載が無い場合又は申請時の役職名と異なる記載の場合は無効  
 (含個人事業者)

「代理人」と記入  
 (無い場合は無効)

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ内容を記載すること

印鑑は不要です

## 入札金額の内訳(例)

### 業務名 県税システム運用保守業務

#### 1 年度毎の金額の内訳

(単位:円)

県税システム運用保守業務	2026年度 令和08年度	2027年度 令和09年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	合計
県税システム運用保守費 (a)							0
消費税相当額 (a×10%) (b)	0	0	0	0	0	0	0
業務費 (a+b) (c)	0	0	0	0	0	0	0

【予算上限額(消費税及び地方消費税を含む。)】※1参照

(単位:円)

区分	2026年度 令和08年度	2027年度 令和09年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	合計
合計 (d)	33,700,000	134,526,000	134,526,000	134,526,000	134,526,000	100,896,000	672,700,000

【付加委託料の単価】※6参照

区分	単位	単価
システム 改修	1時間	金〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇円)
	1時間	金〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇円)

※1 【予算上限額(消費税及び地方消費税含む)】は、本県が提示した予算額の年度内訳であり、各年度において小計(c)が(d)の金額を1つでも超えた年度がある場合は、無効とする。

※2 入札金額積算内訳書に記名・押印がないものは、その入札を無効とする。

※3 業務名がないものは、その入札を無効とする。

※4 業務名が誤っているものは、その入札を無効とする。(ただし、業務名の一部に誤りがあるが、当該業務の入札金額積算内訳書であることが特定できる場合を除く。)

※5 業務原価の合計金額が入札書記載金額と異なるものは、その入札を無効とする。(ただし、入札金額積算内訳書等の業務原価の合計金額(キ)の千円未満の端数を切り捨てた額を入札書記載金額としている場合は無効としない。したがって、金額の相違が千円未満であっても端数切捨てでない場合、切捨て以外の端数整理、税込みと税抜きの誤記等は、無効となる。)

※6 仕様書に定める運用保守作業の範囲外となるシステムの改修、調査及び技術支援等を行う場合の単価を記載すること。

(様式第4号)

令和 年 月 日

## 委任状

徳島県知事 殿

委任者 住所

氏名

受任者 住所

氏名

私は、 を代理人とし徳島県が 令和 年 月 日に  
執行する県税システム運用保守業務の入札に関する一切の権限を委任します。

令和〇年〇月〇日

委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住所 徳島市万代町1丁目1番地  
万代産業株式会社  
氏名 代表取締役 日本 太郎

受任者 住所 徳島市佐古1番町1番地  
氏名 加 藤 一 郎

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します
- ・上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名（支社・支店名等）を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します

印鑑は不要です

私は、 加藤 一郎 を代理人とし徳島県が令和 〇年 〇月 〇日  
に執行する 〇 〇 〇 〇 〇 の入札に関する一切の権限を委任します。

(様式第5号)

**質 疑 票**  
(県税システム運用保守業務)

日 付	令和 年 月 日
質 疑 項 目	
質 問 内 容	
会 社 名	
所 属 ・ 担 当	
T E L	
E メール	

- ※ 質疑は1項目ごとに別葉にすること。
- ※ 提出期限：令和8年4月28日（火）午後5時まで

徳島県企画総務部税務課 県税システム担当  
zeimuka@pref.tokushima.lg.jp

# 委託契約書

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務名 〇〇業務
- （2）委託業務の内容 別添の〇〇業務仕様書（以下「仕様書」という。）並びに乙作成の技術提案書及び機能要求仕様回答書のとおり

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約の日から令和13年12月31日までとする。また、県税システムの運用保守期間は、令和9年1月1日から令和13年12月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料の総額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇, 〇〇〇円）とし、各会計年度の委託料の支払額は次のとおりとする。

令和8年度	金〇〇〇円	
	（うち消費税及び地方消費税の額	金〇〇〇円）
令和9年度	金〇〇〇円	
	（うち消費税及び地方消費税の額	金〇〇〇円）
令和10年度	金〇〇〇円	
	（うち消費税及び地方消費税の額	金〇〇〇円）
令和11年度	金〇〇〇円	
	（うち消費税及び地方消費税の額	金〇〇〇円）
令和12年度	金〇〇〇円	
	（うち消費税及び地方消費税の額	金〇〇〇円）
令和13年度	金〇〇〇円	
	（うち消費税及び地方消費税の額	金〇〇〇円）

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分

の10を乗じて得た額である。

- 3 仕様書に定める運用保守作業の範囲外となるシステムの改修、調査及び技術支援等を行う場合の単価は、次のとおりとする。

単価表

区分	単位	単価
	1時間	金〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇円)
	1時間	金〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇円)

(契約保証金)

- 第5条 契約保証金は、免除する。

(委託業務の調査等)

- 第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。
- 2 甲は、債務不履行や事故等による影響で必要があると認めるときは、乙の合意の上、委託業務の処理について立ち会い、その履行状況を監督することができるものとする。
- 3 乙は、委託業務において事故が発生した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(資料の保管)

- 第7条 乙は、委託業務に係る資料を適正に保管しなければならない。

(委託業務の内容の変更等)

- 第8条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議し、合意の上、書面によりこれを定めるものとする。
- 2 甲又は乙は、物価の変動その他特別の事情により委託料の額が著しく不当となった場合は、その実情に応じ、甲乙協議の上、委託料の額を変更することができるものとする。

(成果品等)

- 第9条 乙は、甲が提供する委託業務に関する資料及び甲の指示に基づき委託業務を行い、別途甲乙協議の上定めた実施計画書の成果物をその期日までに甲に納入するものとする。

2 委託業務に係る資料及び成果物の受渡しは、甲の事務所において行うものとし、乙は、その運搬に要する費用を負担するものとする。

(委託業務の完了報告及び精算)

第10条 乙は、本契約書及び仕様書に定めるところにより、各会計年度の開発業務が完了したとき、又は各会計年度の運用保守等業務が完了したときは、遅滞なく委託業務完了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(検査等)

第11条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して無償で補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、仕様書に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果品（以下「成果品」という。）又は業務の遂行状況が、種類、品質又は数量に関して仕様書に定める要件等に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）が判明したときは、委託期間の中途又は終了後のいずれの場合においても、その契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、甲が契約不適合があることを知ってから1年以内に乙に対して通知をすることで、乙にその完成措置を請求し、又は完成措置に代え、若しくは完成措置とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定は、第17条の契約解除権の行使を妨げない。

(委託料の支払)

第13条 乙は、第11条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(権利の帰属)

第14条 委託業務により作成された成果品に係る著作権及び所有権は、甲に帰属するものとする。

2 前項に規定する著作権には、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含むものとする。

(再委託等の禁止)

- 第15条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面により届け出ることとし、甲の書面による承認を受けなければならない。
- 2 乙より委託を受けた第三者もこの契約に定める別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第16条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

- 第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。
- (5) 契約条項に違反したとき。
- (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。
- 4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(乙の契約解除権)

- 第18条 甲の責めに帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果、本件業務の全部の遂行が不可能又は著しく困難になった場合は、乙は、本契約を解除することができる。

2 前項の定めにより本契約を解除する場合において、乙は、甲に対しそれによって被る損害について、本契約金額を限度とし損害賠償を請求することができる。

(協議契約解除)

第19条 甲は、必要があると認める場合は、乙と協議の上、本契約を解除することができる。

2 甲は、本契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼした場合は、その損害を本契約金額を限度とし、賠償しなければならない。

(損害の請求)

第20条 乙は、前条の定めにより本契約を解除した場合は、本契約金額を限度とし、解除により生じた損害を甲に請求することができる。ただし、乙の責めに帰する場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第21条 乙は、本契約の履行に際し、故意若しくは重大なる過失又は本契約の定め違反したことにより、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、契約に定める義務を履行しないことにより、甲に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

3 前2項の定めは、乙の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(契約の費用)

第22条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第23条 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約終了後又は解除後も効力を有する。

(目的外の使用禁止)

第24条 乙は、甲が指示した以外の目的のために、この委託業務に係る資料、成果品その他履行過程において得られた記録等一切の資料（以下「関係資料」という。）を使用してはならない。

2 乙は、甲が別に指示する以外に成果品を複写し、又は複製してはならない。

3 乙は、甲の許可なくして、第三者に関係資料を閲覧させ、又は提供してはならない。

(個人情報の保護)

第25条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティの対策)

第26条 乙は、この契約による委託業務を処理するための情報資産の取扱いについては、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第27条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第28条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 徳島県  
徳島県知事 後藤 正 純

乙

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者等の報告)

第3条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務の責任者及び当該事務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、これらを変更するときも同様とする。

2 乙は、責任者に、従事者がこの特記事項に基づき個人情報を適正に取り扱うよう監督させなければならない。

### (秘密の保持)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、責任者及び従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、これらの者から秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

### (教育の実施)

第5条 乙は、責任者及び従事者に対し、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図り、この特記事項において従事者が遵守すべき事項その他契約による事務の履行に必要な事項について教育及び研修を実施しなければならない。

### (派遣労働者)

第6条 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせるときは、労働者派遣契約書に個人情報の適切な取扱いに関する事項及び第4条第1項に規定する秘密保持義務を明記しなければならない。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の取扱い及びその行為の結果について責任を負うものとする。

### (再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約により個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報を取り扱う事務を再委託しようとするとき又は再委託の契約内容を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して、甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報に係る安全管理措置の内容（契約書等に規定されたものの写しを添付）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理措置について具体的に規定しなければならない。

4 乙は、再委託したときは、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の取扱い及びその行為により生じた結果について責任を負うものとする。

5 乙は、再委託したときは、再委託の相手方の履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由があると甲が認める場合には、第2項中の「再委託の契約内容を変更しようとするとき」に該当するものとして、同項に規定する書面に代え、次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して、甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報に係る安全管理措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

(8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

7 乙は、再々委託したときは、甲に対して、再々委託の相手方による個人情報の取扱い及びその行為により生じた結果について責任を負うものとする。

(収集の制限)

第8条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(個人情報の安全管理)

第11条 乙は、この契約による事務に関して取り扱う個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を甲から引き渡されたときは、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出るとともに、甲が承諾した場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

4 乙は、個人情報が記録された書類又は電子媒体を持ち出して移送（電子データの送信を含む。以下同じ。）するときは、個人情報の漏えい等の防止の措置を講ずるものとし、移送の方法を、あらかじめ甲に届け出なければならない。甲が移送の方法を指示したときは、その指示に従うものとする。

5 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。

6 乙は、作業場所においてこの契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

7 乙は、この契約による事務を処理するために、私用パソコンや私用記録媒体その他私用物等を使用してはならない。

- 8 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれのあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 9 乙は、個人情報を金庫、施錠可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
- 10 乙は、個人情報を電子データとして保有するときは、暗号化処理又はパスワードの設定等を行い、データへアクセスできる者を制限し、不正なアクセスから保護するなど情報漏えい等を防止するための措置を講じなければならない。
- 11 乙は、個人情報を電子データで保管するときは、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管情報並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
- 12 乙は、個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、保管、持出し、複写又は複製、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
- 13 乙は、個人情報の取扱いに係る安全管理措置の状況について定期的に点検を実施し、甲の求めに応じて、当該点検の結果を甲に報告するものとする。

#### **(資料等の返還、廃棄又は消去)**

- 第12条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還するか、又は廃棄若しくは消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄又は消去する場合は、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。
  - 3 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
  - 4 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

#### **(事故発生時の対応)**

- 第13条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生又は発生のおそれのある場所、発生又は発生のおそれの状況等を、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の漏えい等が生じ又は生じるおそれがある場合には、速やかに被害の拡大防止又は復旧等のために必要な応急措置を講ずるとともに、事実関係を調査し、甲の指示に基づいて、事実関係を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
  - 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関

係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

#### **(報告及び調査等)**

- 第14条 甲は、乙に対し、この契約による事務に伴う個人情報の取扱状況について、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか確認するため必要があると認めるときは、実地の監査又は立入調査を行うことができるものとする。
- 2 乙は、甲から、この契約による事務に伴う個人情報の取扱状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 3 乙は、この契約による事務に伴う個人情報の取扱いについて甲から改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

#### **(契約の解除)**

- 第15条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさないときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被ったときであっても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

#### **(損害賠償)**

- 第16条 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被ったときには、甲にその損害を賠償しなければならない。

## 別記 2

### 情報セキュリティに関する特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

#### (管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

#### (作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

#### (サービスレベルの保証)

第4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。

2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

#### (情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

#### (業務従事者への周知及び教育)

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

#### (情報の適正な管理)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後に

においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。  
2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。  
2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。